

冬の冷え込みに備えよう！

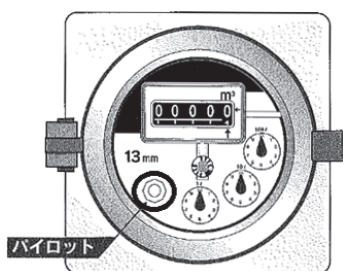
水道管の凍結・破損にご注意

問 環境衛生課上下水道係 ☎ 0943-32-1138

漏水を確認するには

- ① 屋内・屋外すべてのじゃ口を閉める。
- ② 水道メータのパイロット部分が回転しているか確認する。

▼
じゃ口を閉めてもパイロットが回転している場合は、漏水の可能性がります。水道の指定工事店に修理をご依頼ください。(修理費は所有者負担)



水道管が破裂したときは

- ① メータバルブを閉めて水を止める。
- ② 破裂した部分に布やテープを巻きつけて応急手当をする。
- ③ 工事店へ修理を申し込む。

平成28年1月末、西日本を襲った強烈な寒波の影響により、町内でも多くの水道管が凍結、破損、漏水しました。漏水した水量分の水道料金は、原則お客さまの負担※になります。凍結する恐れがある場合は、水抜きや以下の防寒対策を行ってください。寒い時期に限らず、老朽化

などで漏水する場合もあります。水道管は定期的に点検しましょう。
※判別が難しい地下漏水などで、水道指定工事店の修繕証明がある場合、漏水分の料金を一部減額(還付)できる場合があります(1回のみ)。



水道の冬じたく



夜の冷え込みにご注意

気温が急激に冷え込むと、防寒の不完全な水道管は凍結・破損することがあります。次のような水道管は、特にご注意ください。

- ・むき出しになっている
- ・北向きにある
- ・風あたりの強いところにある

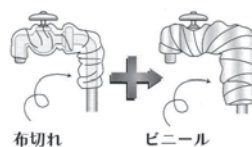
※ガス給湯器の配管にもご注意ください。

防寒対策

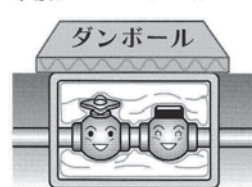
- ① 保温材(毛布・布など)を巻きます。じゃ口は破裂しやすいため、完全に包んでください。



- ② 保温材が濡れないよう、上からビニールなどを巻いてください。



- ③ メータボックスの中に使い古しの毛布や布きれなどを入れ、上にはダンボールなどをのせてください。



水道が凍って出ないとき

タオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯をかけると、破裂やヒビ割れをすることがあります。



- ・申請書兼実績報告書兼請求書
- ・店舗の状況がわかる写真（社名や店舗名が入った外景写真）1枚
- ・新型コロナウイルス感染防止対策の取り組みがわかる写真（内景写真）1枚
- ・対象店舗を運営していることがわかる公的書類の写し（住所がわかるもの、登記簿謄本など）
- ・取り組みに係る経費確認書類の写し（領収書など、費用がわかる書類）
- ・代表者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ・振込口座がわかる書類の写し（通帳の振り込み先がわかるページのコピー）……個人事業者は代表者個人、法人は法人名義の口座に限る
- ・[法人の場合] 役員名簿
- ・[貸切バス・タクシー事業者の場合] 道路運送業に基づく許可書、支援台数全ての車検証の写し

産業振興課
商工観光係
☎ 0943-32-1142

- ・申請書
- ・国または県の給付金の給付決定通知書の写し
- ・振込口座がわかる書類の写し（通帳の振り込み先がわかるページのコピー）
- ・[個人事業者の場合] 顔写真付きの本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカードなど）

産業振興課
商工観光係
☎ 0943-32-1142

- ・申請書
- ・事業収入などの状況申告書
- ・収入見込額計算書
- ・本人確認書類
- ・[Aの場合] 医師による診断書などの写し
- ・[Bの場合] 申請月の前月までの収入が確認できる書類（給与明細、帳簿、通帳など）
- ・[Bで廃業・失業した場合] 廃業届、離職票、雇用保険受給資格証などの写し

住民課
国保・年金係
☎ 0943-32-1112

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため
希望者は事前にご連絡ください。



- ※ 1. 申請書などは、担当課の窓口や町ホームページで配布しています。必要書類とあわせて申請ください。
- ※ 2. 県の持続化緊急支援金は終了していますが、県と同様の支給要件を満たせば、広川町が県に代わって支給します。希望者は広川町商工会（☎ 0943-32-0344）へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症支援

支援内容	対象	申請期限
<p>新生活様式対応 事業者支援金</p>	<p style="text-align: right;">対象期間を 延長しました</p> <p>3万円 / 店舗 5万円 / 台 (貸切バス) 2万円 / 台 (タクシー)</p> <p>6月1日(月)～12月31日(木)に、多数の人が集まる来客型店舗などで、新型コロナウイルスの感染防止対策を行った(行う予定の)事業者</p> <p>対策の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染を防ぐための間仕切り(ビニールカーテンなど)の設置 ・テイクアウトサービスで用いる使い捨て容器などの購入 ・福岡県が発行している「感染防止宣言ステッカー」の掲示 	<p>1/29 金</p>
<p>広川町持続化 緊急支援金</p>	<p>ひと月の売上が前年同月比で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50%以上減少(国と同要件) →一律 20万円 ・30%以上50%未満減少(県と同要件) →一律 10万円 <p>町内に居住しており(または町内で事業を行っており)、国の持続化給付金または県の持続化緊急支援金^{※2}を受けた事業者</p>	<p>2/26 金</p>
<p>国保税の 免除・減免</p>	<p>A 全額免除</p> <p>新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡した(または1か月以上の治療が必要な重い傷病を負った)世帯</p> <hr/> <p>B 一部減免</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、次のすべてにあてはまる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の事業・不動産・山林・給与収入のいずれかが、前年より30%以上減少する見込みがある ・世帯主の前年所得が合計1,000万円以下である ・世帯主の事業・不動産・山林・給与収入以外の前年所得が、合計400万円以下である <p>※世帯主の前年所得が0の場合は対象外</p>	<p>3/31 水</p>



国の持続化給付金の不正受給が増えています。要件を満たさない人や誤った申請で持続化給付金を受けとった人は、返還が必要です。詳しくは以下のコールセンターへご相談ください。
 [令和2年8月31日以前に申請した場合] ☎ 0120-115-570
 [令和2年9月1日以降に申請した場合] ☎ 0120-279-292

町の支援金は国・県の給付金の受給が要件であるため、国の持続化給付金を返還した人は、町の支援金も返還してください。